

京都府歯と口の健康づくり推進条例案要綱（中間案） に対する御意見等と御意見等に対する考え方

◆ 意見募集期間

平成24年10月17日（水）～ 平成24年11月16日（金）

◆ 意見の件数

185件（意見提出者数 92人）

〔意見の概要〕

・ 条例制定、中間案に対する全般的な御意見	20件
・ 今後の取組に対する期待など	21件
・ 中間案の規定内容に対する御意見など	73件
・ 京都府に対する施策の提案・要望など	71件

◆ 御意見等と御意見等に対する考え方

○ 京都府に対する具体的な施策の御提案や、京都府への御要望などを多数いただきましたが、この条例は、歯と口の健康づくりに関する府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくことになります。

そのため、いただいた御提案等について、その実現化の可否、是非等には触れず、府の関係部署にお伝えする旨のみを記載している例もありますが、御理解いただきますよう、お願いいたします。

○ また、御意見等の内容につきましては、一部、要約している場合もありますので、御了承願います。

【条例制定、中間案に対する全般的な御意見】

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>口は災いもとと古来から言います。本来の意味は別にありますが、人が、あるいは動物全般に物を口から摂取するかぎり、口の健康がその個体の健康に大きく関わってきます。すなわち、食物の摂取の他、咀嚼、嚥下、呼吸、発音等に歯と口の状態が大きく関与します。当院の患者さんで、時に「体の中で歯や口の健康が第一であると今日感じました。」と言う人がありますが、その様な人に、体のなかで一番、二番と差異はなく、どの臓器、器官も等しく大事である事を説明しています。</p> <p>最近では、口腔内の疾病が他の全身疾患に大きく関わっている事も広く知られてきました。口腔衛生環境の改善により大腸癌の患者さん等でさえ、入院日数が大きく縮小される事実が判明しています。京都府民がより良い日々を重ね、生活できる環境作りの一助になるよう、上記条例が早期に実現する事を願います。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>条例成立に大いに期待しております。</p>	
<p>おお筋、なっとくの出来る内容だと思います。</p>	
<p>良いと思いました。</p>	
<p>府民のため成立にご協力下さい。</p>	
<p>これからの国民の口腔の健康を守っていくために、良いと思います。</p>	
<p>歯の大切さをみんなに分かってもらえる良い条例だと思います。</p>	
<p>すべての年齢層をターゲットにしているところが良いと思います。</p>	
<p>基本的な考え方に書かれている様に、高齢期の全身の健康を考えることはこれからの歯科にとって大切であると思います。府民に対してできるだけ分かりやすく心がけられているところに感心しています。</p>	
<p>歯と口の健康づくり推進条例の制定について賛成です。</p>	
<p>ライフステージごとに分けられた事は途切れの無い歯科口腔衛生施策を行える事となり非常に良いと思います。</p>	
<p>小さい頃から自らの口の中を知り、理解して、どの様にすれば良いかを自ら考えて、対処することが重要である。</p> <p>痛みや、何か違和感を感じてから歯医者様に行くのではなく、定期的な検診を受けて、メンテナンスを心がければ、親からもらった歯で一生すごす事が出来ればこんなすばらしい事はないと思います。</p> <p>今回の「京都府歯と口の健康づくり推進条例」は大変分かりやすい条例です。</p>	

<p>全国的に歯科保健の条例が制定される中、京都府でも同様に進められていることは、歯科保健関係者として大変期待しているところで す。</p>	
<p>条例ができることは良いことだと思いますし、内容も常識的にまとめられ反対すべき点はないと思います。</p>	
<p>地域口腔保健にかかわるものとして、このような条例の制定に向けご検討いただいていることに、感謝申し上げます。</p>	
<p>このような推進条例を制定することは、大いに賛成である。 内容については、各関係機関とも協議して作成されていると考えているので、特に付け足す事などは思いつきません。 私の事例を言えば平成17年10月に、歯科医院からのコールバック葉書に応じて、歯科検診に行ったのだが、その際、いきなり乱暴で不注意きわまりない不適切処置を受けた。 あまりに酷かったので、その過誤問題の適否を、最高裁判所まで問いただした経験がある。 結果、平成23年1月に不当判決で結審したのだが、今でもその医療機関の対応や処置に対しては納得はしていない。大体、裁判においてでさえ法廷証言も行わず、事前協議でも十分な説明も行わない歯科医師の不誠実さには、信じられない思いだったし、それで正当な判決が導き出される訳がないと思っている。それまでから、その歯科医師には良くない評判を聞いていたので、裁判と前後して街頭でプラカードを持って府民に対して啓蒙啓発活動を行ったこともある。結果、多くの人達が、歯科医師に対して大いに不満を持っていることが判明した。これは、患者側の問題というよりも、歯科医師側の問題だと思う。だから条例の制定などによって、いくら府民(患者側)が口腔状態の健康に注意を払っていても、歯科医師の不注意によって、簡単に府民の健康が大きく損なわれるケースもあるのだということも、是非とも視野に入れておいて欲しいと考えます。 なお私の場合は、(裁判訴訟前の)医療過誤問題の解決に向けた相談や前述した街頭でのプラカードによる歯科の啓蒙啓発活動の結果などを、次の機関に相談・連絡しております。 是非、これらの各機関とも連携して、条例制定に向けご尽力頂ければとても幸甚に思います。 (相談等した機関) 乙訓保健所、京都府医療安全相談コーナー、京都府歯科医師会(歯科に関しての啓蒙啓発活動の事後報告をした機関) 近畿厚生局 京都事務所 条例制定は、とても良い取り組みだと思うので、実効力のある良い条例になることを心から祈念しております。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。 御意見の事実関係については把握していませんが、歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する府の施策として、歯と口の健康づくりの推進に携わる者の資質の向上に関すること(第14の(3))も規定しています。 なお、条例の制定後は、知事等の執行機関の取組に対し、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。</p>
<p>かなり昔から歯科で言われて来たような事ばかりで、め新しさが感じられない。これはという課目が欲しいです。老人の介護と関連して少し触れていますが、もう一つ踏み込んではどうか。 歯科従事者と医療従事者のつながりも最近、TVで取り上げられているので、そのあたりも必要でないか。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくことになります。 なお、府の施策の基本理念として、年齢や心身等の状況に応じた適切かつ効果的な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること(第3の(4))、保健、医療、社会福</p>

	<p>祉などの関連する施策や取組との適切かつ効果的な連携を図ること（第3の(3)）などを規定しています。</p>
<p>今回の中間案はかなり視野の狭いものに留まっております。大部分を歯とその周囲の歯周組織の疾患の範囲を抜け出せておらず、う蝕と歯周病だけを視野に入れた案と受け取れます。わずかに高齢期に口腔機能という文字は見られますが、それ以外の部分ではまったく触れられておりません。この条例は歯と口の健康づくり推進条例ですので、根本的な案の練り直しが必要と考えます。</p> <p>口の健康も考える以上は、がんや口内炎も含めた口腔粘膜にも目を向けるべきですし、口腔機能、つまり摂食機能（咀嚼や嚥下に加え、唾液分泌機能なども含む）・構音機能やすべてに関わってくる開閉口に関する機能も注目すべきです。</p> <p>具体的な案としては、口腔機能を十分に理解してから案を一から作り直すこと、提案致します。</p>	<p>この条例は、歯と口の健康づくりに関する府の施策の基本となる事項を定めるものであり、御指摘の疾患や機能についても視野に入れているものです。「歯と口の健康」の定義（第2の(1)）については、御指摘も踏まえ、見直しました。</p> <p>なお、できるだけ分かりやすいものになるよう、府の基本的な施策を定める各項目には、例示として代表的・一般的な取組等を示すようにしています。</p>
<p>昨今の高齢化が進む中、歯の健康管理は常日頃より重要と考えておりました。</p> <p>それゆえ、本条例の基本的な考え方には賛同いたすところですが、幾分一般府民にとっては、内容の具体性がつかみにくく、わかりにくい点はその他の条文と同等です。</p> <p>府政に対しての希望といたしまして、もう少し、わかりやすいというか、一般の者が理解しやすい文章や構成にしたものを配布、あるいは手に入るようにしてもらいたく思います。特に在宅支援を必要とする方々にも周知できるように、そして、本条例の目指すところのものが、十分に活用されるよう期待します。</p> <p>府民としては、本条例の施行が早期に実現し、我々の歯の健康管理が一層進むことを希望し、また具体的な情報や府民が利用できるサービスなどに関して、入手しやすい環境整備も同時にしていただきたく思います。</p>	<p>この条例は、府の基本的な施策を年齢層ごとに規定するなど、他県の条例には見られない工夫もしながら、できるだけ分かりやすいものになるよう心がけています。</p> <p>一方、条例としての一定の制約があること、この条例は府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等を規定するものではないことについて、御理解をお願いします。</p> <p>府の取組等については、知事等の執行機関が様々な形で情報提供や周知に努めていますが、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。</p>
<p>大変、ボリュームのある条例案となっているが、第3章の規定する内容が細かすぎである。府下自治体においては、規模において、府条例が重荷になってしまう懸念がある。府の歯科保健医療推進計画等に述べられるべき内容が含まれている。</p> <p>本来、理念条例であるはずなので、実施内容の規定は、かくタイトルで十分であると考えられる。</p> <p>詳細は、府条例制定をうけた、府下の各自治体はその規模において、関係機関団体と協議の上策定していくべきと考えられる。</p>	<p>内容が細かすぎるとの御意見ですが、できるだけ分かりやすいものになるよう心がけていることによるものであり、御理解をお願いします。</p> <p>また、この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、府内の市町村による取組等は、各市町村がそれぞれの判断で実施されるものですが、府の責務として第4に市町村との連携・協力や、市町村への支援を規定しています。</p>

【今後の取組に対する期待など】

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>50歳代の中年サラリーマンです。今、歯周病で歯医者に通院しております。</p> <p>若い時は、歯は痛くなれば歯医者に行けば良いと思っておりましたが、この年になり、歯がやられて来ますと、若いうちから定期的に検診に行けば良かったと後悔しております。</p> <p>しかし、歯が健康な時は誰もそんな事は思わず、歯の状態が悪くなって初めて気づくのだと思います。</p> <p>私の会社では、一般的なお医者さんの検診はあるものの、歯の検診はございません。</p> <p>どうか、日頃忙しいサラリーマンも歯の検診が受けられるよう、この条例に期待しております。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>知事等の執行機関の取組に対し、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。</p>
<p>歯と口の健康に関して、各年齢世代に応じて施策を行う事が今よりもできれば、府民のQOLをさらに向上することができると考えます。</p> <p>また、条例として成立できれば、今よりも歯科と行政との連携が容易に行う事ができると思いますので、1日も早い成立に向けて積極的に事案を進めていただけますよう、希望いたします。</p> <p>各年齢層において、以前よりも口腔の健康事情は改善しているとは思いますが、条例の成立により、今までにも増して全身への健康増進が図れるものと期待しております。</p>	
<p>まず条例案そのものが画期的であると思います。</p> <p>さらに第3章において、基本的な施策がライフサイクルに照らして明示されていることや障がい者等への配慮が示されていることは、大いに評価できるものです。</p> <p>今後、この条例案が制定され、条例の趣旨が実現されることを期待しています。</p>	
<p>超高齢化社会を向かえ、ただ生存し得るのみならず、QOLが問われる傾向が強くなると考えられます。そのためにも健康寿命≒口から食べることを支持するために本条例成立に大きな期待を寄せております。</p>	
<p>歯や口の健康は全身の健康につながると言われています。最近、歯周病と糖尿病や心疾患との関連・口腔ケアと肺炎など全身疾患と歯や口腔の疾病との関わりも注目されています。高校生までは、歯科健診が実施されているため、むし歯や歯周病の早期発見や、予防に対する意識も高まりますが、大学生以降、成人に対しては歯科健診の受診率はかなり低く、歯科疾患に対する意識も下がっていると思います。特に歯周病が進行する中高年に対する啓発がもっと必要と思います。</p> <p>今回の条例が成立することによって、成人の歯科健診の普及や他の啓発事業が充実することによって、乳幼児から成人、高齢者まで全ての年代で歯科疾患の予防、早期発見につながることを期待します。</p> <p>今、地域住民の健康、生活を守るために、医療、介護、福祉、他のサービスも含め地域皆で支える地域包括ケアが求められています。この条例成立によって、歯や口の健康を中心として、行政や住民だけでなく、歯科医療関係者自身も、意識を新たにし、地域連携を進めていくきっかけになればいいと思います。</p>	

昨年の8月に「歯科口腔保健法」が制定されたことは歯科医にとって、また、人として健康を考える上で非常に有意義なことと考えられる。今後、法案を軸に様々な連携がはかれることを望みます。ただ今その事実が実際に国民に認知されているのかが疑問です。

口腔から健康及び生活を考えていく事は非常に重要であり、その事が一般に知れわたるすべを模索する必要性を我々歯科医業従事者がもっと意識していかないといけないと思います。

今回の条例も府民の健康を長く考える上で重要であることは確かである。ただその条例がどの程度、府民や地域に届くのか、どれだけ生活に影響を与え介入できるかがこれからの争点になり、歯科医師としては府民への周知、公衆衛生活動が重要になると思います。

内容としては素晴らしいものであるが、責務や役割をできる限り実現しやすいもので努めやすいものにし、皆の小さな理解や行動力が大きな力に変わることを希望致します。

今回の推進条例の制定は、府民の健康増進にとって大変有意義なことだと思います。誰にでも口の中や歯について悩みをもっています。

しっかりと噛めておいしく食事が出来ること、これにすぐる喜びは人生においてはありません。

その為には、個人だけで悩まずに、人生のライフステージで適切な専門家のアドバイスを頂き、歯科治療を受けるという環境がどうしても必要です。

今回の条例が基になって、目に見えるかたちで府や市の取組みとなって現れ、皆さんのお口の健康につながることを願っています。

京都府の今回のお取組に全面的に賛成します。

歯の健康は長寿に繋がります。

私の父は96歳ですが、何でも食べ、杖も要らずグランドゴルフや旅行を楽しんでいます。その元気で長生きの大きな原因は歯が丈夫なことだと傍で見ていて思います。父は今でも自分の歯で、肉でも固い煎餅でも食べています。

ところが世間の人はこれを認識せず、柔らかいものを食べ、煙草を吸っています。この度の条例が成立し、市民の歯の健康への啓発が進めば大変意義のあることだと思います。

このたび、京都府議会において「京都府歯と口の健康づくり推進条例案要綱（中間案）」がとりまとめられましたことにつきまして、府民の一人として大変うれしく感じますとともに、中間案の策定に取り組まれました皆様方のご尽力に心より感謝いたします。ぜひ、この条例が府民の一人ひとりの健康づくりにつながる有意義のものになりますことを切望するものでございます。

項目のまとまりがよく、全体的なバランスのよい条例案になっているように感じられます。府民への口腔の認識が広まれば幸いです。

大変結構な条例案だと思います。

予防医学としてもっと早くから取り組んでほしかったと思います。

「8020運動」を云われる様になってからずいぶん時が経ち過ぎています。一生おいしく食べられることは人間として一番幸せな事です。

府下の学校をはじめ事業所等府民全体の定期的な検診、健康指導を望みます。

現在の高齢化社会において健康で充実した生活を送る上でお口の健康は大変重要な要素であると考えます。
府民の口腔の健康に対する意識の高まりの中で条例により赤ちゃんから老人までの全世代において口腔保健の充実をはかることは府民にとって大きな福音となることでしょう。
今後関係諸団体との協力を図りながら条例にうたわれた口腔保健の充実が実現されることを願ってやみません。

歯科医療に携わる者として今回、歯と口の京都条例の制定に向けて進んでいただいていること、大変心強く思います。
歯と口が健康に保たれることで美味しく物を食べられたり楽しく会話ができたりと、生活の質が向上します。それにより全身の健康が維持され、結果的に総医療費の削減にもつながるものと思います。
ただ、歯科医院を一切受診されない方に関しては歯科としての関与がなかなかできないという現実があります。そのような方が歯科医院へアクセスをしてもらえるような仕組みが確立できれば府民の皆さんの健康づくりもいっそう前進するのではないかと考えます。
今後、多くの方々のお知恵やお力を得てその部分の解決をしていただきたいと思ひます。

歯と口の健康づくりを推進することは健康寿命を延ばし、将来的な医療費抑制や高齢者の社会での活動を活発にする効果が期待できるため積極的に推進すべきかと思ひます。
歯科医師会をはじめ関連団体と共に知恵をしぼり、府民の健康に役立つような運用をお願いします。
京都府の財政事情も厳しいかと思ひますが将来の医療費抑制と高齢者の活力向上への投資と考えて取り組まれることを願ひます。

知事等の執行機関の取組に対し、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。

歯と口の健康づくりについては、学校に在学中には定期的な健康診断と共に歯科健診も行われ、本人の関心の有無にかかわらず、自身の歯と口の健康状態を把握することができる。
しかし、成人になると、なかなか定期的に歯科健診を受ける機会が無く、歯の痛みや歯ぐきの腫れ等、不調が出ないと、歯科医院にも受診しないような状態になる方も多いのではないかと思ひます。ひどい場合には、痛みがあっても、腫れがあっても、仕事が忙しく、我慢の限界まで我慢し、歯を失うなど、深刻な事態に陥る例も少なくないと思ひます。
そこには、むし歯になっても、歯周病になっても、生命を落とすような事にはならないだろうという事で、自分自身のライフ・スタイルの中での優先順位は非常に低いのが実情ではないかと思ひます。実際には、歯周病と糖尿病など、歯と口は全身の健康にも深く関連している事は、マスコミ等でも最近よく取上げられている。
歯と口の健康づくり推進条例ができれば、前述のような成人の歯と口の健康に対する関心が一気に高まると思ひますが、少しは改善されるのではないかと思ひます。あとは条例をもとに、実際にどのような取組みができるかが重要ではないかと思ひます。

子供の歯に対してフッ素を使わせていただいたり、歯科の治療が無料であったりと、ありがたく感じています。
消費税が上がるかもしれないの流れなので、これからも不安はありますが、よろしくお願ひ致します。

<p>現在、個人で歯科受診をし、健診や保健指導を受けている方が多いかと思われませんが、この条例により事業者が府民に健康診断と同じぐらい歯科健診の機会を増やしてくれることを望みます。</p>	
<p>全身とお口の健康が密接に関係しているということも合わせて府民に浸透することを願います。</p>	
<p>口の中の健康を守るのは活字だけでなく、やはり歯科医師と患者との信頼関係も大切だと思います。せっかく作った条例が分厚い条例集の中に埋もれることの無い生きたものになるように願います。</p>	
<p>歯が残っている人と残っていない人とを比べると歯が残っている人が認知症になりにくいと言われてます。歯が健康な人は寿命が長いと言われてます。 是非ともこの条例を今後充実してもらい、行政も積極的に参加協力していただく思います。</p>	
<p>京都府の歯科保健の取組については、京都市民は対象となっていますか？ 今回、この条例ができることで、京都府内すべての市町村が基本理念の下、京都市民も含めた府民全体に条例の趣旨を広報するとともに、同様の歯科保健医療サービスの提供を受けることができることを強く期待しています。</p>	<p>この条例は、京都市民にも適用されますが、施策については、法律上、京都市の権限となる場合もあります。 府内の市町村による取組等は各市町村がそれぞれの判断で実施されるものですが、府の責務として市町村との連携・協力や、市町村への支援(第4)を規定しています。</p>

【中間案の規定内容に対する御意見等】

〈前文 第1 目的 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>[条例制定に当たっての基本的な考え方]の中の、[府民ひとりひとりの取り組みの促進]という題には何の取り組みか明記されておらず、題としては、主張が弱いと思われるので、歯と口の健康づくりへの取り組みというのを入れた方が良くと思います。</p>	<p>[基本的な考え方]では、分かりやすくするために4つの小項目に表題を付けましたが、前文として条例に定める際には、法令文のルールを踏まえ、これらの表題は削除させていただきます。御意見につきましては、制定後の条例を周知する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>第1 目的において府民の生涯にわたる健康の保持増進の実現に寄与することに加えて、歯科口腔保健の推進に関する専門委員会が示しているとおり、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を加えると良いと思います。全体を通して、健康格差の元になるものの改善が必要です。市町村格差に起因するものや経済格差に起因するもの、医療格差に起因するものなど。</p>	<p>御指摘の健康格差に関しては、府の施策の基本理念を規定する第3の(4)において念頭に置いているところです。歯科口腔保健に関する健康格差の縮小は、府民の生涯にわたる健康の保持増進の実現に向け重要であると考えます。</p>

〈第2 定義 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>定義の箇所用語と意義の区別を分かりやすくしては如何か。</p>	<p>法令における一般的な定義規定の表現を踏襲しているものです。</p>
<p>〔(1) 歯と口の健康 関係〕</p>	
<p>「歯や歯肉などの歯周組織を含めた口腔の健康」とありますが、「歯や歯肉などの歯周組織をはじめとする口腔の健康及び口腔機能の維持」が正確ではないでしょうか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、定義規定を見直しました。</p>
<p>国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項においては、むし歯・歯周病などの疾患主体の予防体系に加えて、口腔機能の維持・向上を含めて歯と口の健康づくりを求めている。しかし、法案の第1章第2の定義において歯と口の健康が「含めた」という表現があるものの「歯」及び「歯周組織」のみに限定されている。口腔機能の維持・向上を求めていくならば、口腔粘膜・舌はもとより、顎・顔面領域（口腔外科的領域）を含め、定義すべきである。</p> <p>例として、「口腔の健康＝歯・歯周組織及び口腔の働きに関わる組織及び器官の健康」という考え方があげられる。</p> <p>事例1：健“口”体操・唾液腺マッサージは顔面・舌・口腔底・頸部を構成する筋肉のトレーニング及び唾液腺への適度な刺激を与えるマッサージであり、歯や歯肉へのマッサージではない。</p> <p>事例2：舌は口腔ガンの好発部位の一つであるが、歯周組織ではない。</p> <p>事例3：「歯」や「歯周組織」は口腔機能を支える重要な要素であるが、歯及び歯周組織を失った者「無歯顎」の口腔ケアや口腔機能の維持・向上を図ることも重要な対策である。</p>	

〔(2) 歯と口の健康づくり 関係〕	
<p>歯と口の健康づくりとの言葉に、引っかかりを感じました。</p> <p>今年、平成24年10月28日（日）の京都新聞の記事に、解剖学者の養老孟司先生の以下のような記事があり（インターネットで調べたところ、産経新聞と同じ記事のようです）、解剖学的には、「口」とは「唇」のことだと・・・。 http://sankei.jp.msn.com/science/news/121001/scn12100107540001-n1.htm</p> <p>「歯と口」ではなく、歯を含む口腔の健康の育成保持増進が、歯科保健医療の目指し支えるところだと考えますが如何でしょうか？</p> <p>また、国の法律でも、口の健康という言葉はなく、「口腔」という言葉を（たぶん）注意深く使っているように思います。</p>	<p>「口腔」が一般的には馴染みがない言葉であることから、「歯と口」としているものです。</p> <p>ただし、「歯と口の健康」の定義（第2の(1)）について、御指摘を踏まえ、見直しました。</p>
〔(3) 歯科検診 関係〕	
<p>「検診」という文言が出てきますが、「検診」であれば、歯科医院等、病院での診査で病気の有無を確認するものであり、集団で保健センター等で行う「健診」とは意味が異なります。「検診」という文言を使用するならば、それなりの診断、診査できる設備環境の整った場所が必要であると考えます。</p>	<p>この条例では、「歯科検診」という文言を、健康診査や健康診断の際に行われるものを含むものとして定義しています。</p>
<p>検診と健診の定義について、検診は疾病の発見（case-finding）を目指したもので、健診は健康診査もしくは健康診断の略で、健康状態の評価（health examination or health check-up）を目指したものであると解せると思うのですが、混乱はないのでしょうか？</p>	
〔(4) 歯科医療等業務 関係〕	
<p>歯科医療等業務との表現ですが、医療場面での取り組みと、保健事業等での取り組み、そして介護や障害者支援を含めた福祉関連の活動の中での取り組みとを、内容的には含むものと思うのですが、福祉部門での取り組みがややもすると抜け落ちる傾向があると思うものですから、あえて「福祉」の文言をお加え頂いて、「歯科保健医療福祉等」とし、強調して頂くのが良いかと思うのですが、如何でしょうか？</p>	<p>歯科医師等の歯科医療・保健指導の業務を、一般の方がイメージしやすいよう「歯科医療等業務」としているものです。</p> <p>なお、一部、表現を見直しました。</p>
〔(5)～(8) 歯科医療等業務従事者等 関係〕	
<p>第2定義の(5, 6, 7, 8)について、〇〇関係者といいつつ、職種をあげるのではなく、業務内容を規定しているのには違和感を覚えますが如何でしょうか？</p> <p>（(9)の食育関係者に関しては職種が挙げられており、具体的な自覚の喚起や、連携関係を構築する対象者としての認識に繋がりやすいと思います。）</p>	<p>保健医療・介護福祉・教育保育には、様々な方がかかわることから、業務内容で規定しているもので、食育に関しては、専門職の方を中心に取り組んでいただくよう、代表的な職種を規定しているものです。</p>
〔(5) 歯科医療等業務従事者 関係〕	
<p>医療から保健医療へのパラダイム・シフトが進む中、「歯科医療業務従事者」という用語により業務内容を臨床家の視点から限定するのは、時代に逆行した考えである。用語としては「歯科保健医療従事者」「歯科保健医療専門家」等、視野の広い立場に立った用語を設定すべきである。</p>	<p>歯科医師など歯科医療・保健指導の業務に従事される方を、一般の方がイメージしやすいよう「歯科医療等業務従事者」としているものです。</p> <p>なお、一部、表現を見直しました。</p>

〔(7)介護福祉関係者 関係〕	
口腔に関わる専門職に限らず、ケアマネジャーやデイサービス相談員、介護職員など、利用者に関わる全ての職種という解釈であれば問題は無いと思います。	歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療の専門職に限らず、直接・間接を問わず、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言等に携わる職種の方を想定しています。
〔(10)医療保険者 関係〕	
「介護保険法第7条7項に規定する医療保険者」という表現では、介護保険法の関わりが強く感じられます。 表現されている第4の3、第7、第11(2)では以下の保険者が関わるので、引用法の原文、「全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共催事業団という。」と明記すると実情に即するのでは？	御指摘を踏まえ、定義を見直しました。
〔(11)8020運動 関係〕	
8020運動について、「平成元年より取り組まれている」の文言を加えられるのが良いと思いますが如何？	この条例では、経緯よりも内容が重要であると考えます。

〈第3 基本理念 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
第3の(1)に「歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進」との文言がありますが、早期発見・早期治療は、もともと感染症対策として有効であった方針であり、生活習慣病に対しては、疾患になる前、病状が進む前の対応が大事だと考えます。 すなわち、早期にリスク発見を行い、長期にわたって管理指導支援を行い続けることが肝要と考えます。 特にむし歯や、歯周病は、一時的にその症状の改善を図っても、むし歯や歯周病が発症してきた口腔内環境を改善しないと、再発を繰り返したり、治療が長持ちしなかったりするものだと考えます。そのことをきちっと踏まえての対応が必要だと考えます。	御指摘のとおり予防が重要であると考えており、「生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行う」ことを規定しています。 具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。
第3の(2)に「…歯や口などの口腔の機能…」とありますが、口が重複しているので「…歯や口腔の機能…」とすべきではないでしょうか？	「口腔」が一般的には馴染みがない言葉であることから、府民の皆さんにより分かりやすいものになるよう、例示として歯と口を示しているものです。

〈第4～第8 責務・役割規定 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
〔第4 府の責務 関係〕	
<p>第4の1に「計画的に実施する」との文言がありますが、俗に言う「PDCAサイクル」との思いが伝わってきません。現状把握分析の後に実行ある計画を立て、その評価を行いつつ、改善を加えていくことの絶え間ない繰り返しが必要と考えます。そして、その執行管理をきっちり行う。そのことが明確に分かる表現にされるのが良いかと思いますが如何でしょうか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、第16の調査結果と第15の基本計画を関連づける規定を設けました。</p>
<p>第4の2に連携や協力を努めるとありますが、関係団体と連携せずには計画実施出来ません。なぜ努力規定なのですか？</p>	<p>連携や協力については、相手方のあることであり、府の意思だけでかなうものではないことから、「努める」としているもので、法律や条例における通常の用法に倣ったものです。御指摘のとおり、連携や協力は必須のものと考えています。</p>
<p>第4の2の最後が、「に努める」で終わっているのは如何なものでしょうか？ 役所言葉では何もしないということ？ せめて「を進める」とされるのがいいのではないのでしょうか？ 特に、これからの世代のことを思うと、学校での取り組みが一番大切ですし、今後の高齢者のことを考えると、労働衛生部門、職場での健康づくりが大切だと思いますので、連携に努めるのではなく、強く連携し、こまめに詳しく評価していくことが必要だと考えます。</p>	
<p>第4の3の最後が、「に努める」で終わっているのは如何なものでしょうか？ (以下、第5、第6、第7、第8についても「努める」で終わるのは避けるべきだと・・・)</p>	<p>府に求められる支援要望の全てに応えることは困難であることから、「努める」としているものです。 なお、各主体の責務や役割の規定(第5～第8)は、関係者等に特定の行為を義務として求めるのではなく、自主的な努力を促すため、あるいは期待して設けているものです。</p>
〔第5 歯科医療等業務従事者の責務 関係〕	
<p>「歯科医療等業務」で始まるのは、保健や福祉が見えなくなるので避けるべきだと・・・。</p>	<p>「歯科医療等業務」は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士などの職種に着目して定義しているものであり、「福祉」を加えると逆に対象職種が広がりすぎると考えます。</p>
<p>第5の1の「協力するように努める」を「協力のより一層の強化を図る」とすることにより、今までの取り組みも評価した上で、今後より一層の充実強化が図れるのではないのでしょうか？</p>	<p>この規定は、府が条例で一方的に府の施策等への協力を義務付けるのではなく、歯科医療等業務従事者の協力を期待して設けているものです。</p>
<p>第5の2について、児童虐待に関しては、歯科健診事業が、法定実施の事業として、1歳6か月児健診、3歳児健診そして就学前健診、(幼稚園)学校での毎年の歯科健診と、子どもの歯が生え、大人の歯と生え替わる時期を通じてほぼ毎年ある訳でして、歯科健診は、口の奥までのぞくという、子どもとある種密接な関係を持って実施される訳ですから、そして、むし歯は後戻りしないので、過去からの経緯が分か</p>	<p>御指摘のとおりと考え、児童虐待の早期発見に関する規定を設けたものです。</p>

<p>りますので、乳幼児健診の場では、子どもの生活環境や親子関係までもが見えてくると思います。よって、あらゆる歯科健診の機会を通じて、児童虐待の気配を感じるべきであり、感じる事が出来るものと思いますので、積極的に他職種との連携、関係機関への連絡に取り組んで頂きたいと思います。</p>	
<p>〔第6 保健医療関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者や食育関係者の役割 関係〕 〔第7 事業者や医療保険者の役割 関係〕</p>	
<p>第6の2について、研修の重要性は、各事業所管理者も認識しているところだと思いますが、高齢者虐待や権利擁護など、その他にも様々な研修があり、現場を安全に運営しながら、各種研修に職員を派遣する時間を確保することが厳しい事業所もあると思われます。実際の運用面での工夫をご検討いただけるとありがたいです。</p>	<p>各主体の責務や役割の規定（第5～第8）は、関係者等に特定の行為を義務として求めるのではなく、自主的な努力を促すため、あるいは期待して設けているものです。</p>
<p>第7の1について、比較的大きな事業所（法人）であれば、費用負担が無く、講師派遣コーディネートをして頂ける事務局がしっかりしていれば、年1回程度は実施できるのではないかと思います。</p>	
<p>〔第8 府民の役割 関係〕</p>	
<p>第8で、自ら歯と口の健康づくりに関して府民の自己責任が明確にされており、ヘルスプロモーションの観点からも素晴らしい条例だと思います。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>第1 目的の2-3行目で、府民の役割が最後に記されています。目的の最初に（責務に続けて）府民や保健医療関係者・・・と記載し、第8府民の役割を第6に繰り上げることにより、この条例が府民のためのものであり、自主役割をも強調できるのでは？</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるものであり、施策への協力等を期待する方を先に規定しているものです。 府民ひとりひとりの自主的な取組が重要であることは御指摘のとおりであり、施策の基本理念を定める第3では、最初に府民の取組を規定しています。</p>
<p>第8府民の役割において、障害者や介護が必要な方等の歯科受診困難者の歯と口の健康づくりへの取り組みを促す文章が必要であると思われます。 現時点では、健常者および子どもの範囲しかカバーされておりません。</p>	<p>府民の役割の規定は、府民ひとりひとりの自主的な取組が重要であることから、設けているもので、子どもに関しては、乳幼児、学齢期等における取組が生涯を通じた健康に大きな影響を及ぼすことから、保護者の役割を規定しています。 御指摘の障害者や介護を要する者に関しては、関係の法律においても、具体的に介護等の責務を定めるものではなく、目指す社会の実現に向け、国民全体で取り組むようなものとなっています。 この条例では、前文に、配慮を要する方が適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる環境整備の必要性を定め、そうした環境整備の推進を施策の基本理</p>

	念とし、必要な施策の実施を規定しています。
私は、第8府民の役割の中で、特に、府民は、歯と口の健康づくりに関する関心や理解を深めるとともに、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において、自ら歯と口の健康づくりに関する取組を行うように努めることが大切であるとして書いてありますが、そのとおりだと思います。なぜなら、それをしたらむし歯になって、私のようにぬかなくてもよいようになるからです。私の歯はぬかなければならなくなり、それも1本しか残っていないので、今大変です。それはしばらく歯医者について治療をしていないのも問題だと思います。	歯と口の健康づくりは、府民ひとりひとりの自主的な取組が重要であることから、府民の役割を規定しているものです。
第8の3に「子どものむし歯や歯周病の予防、…」とありますが、むし歯や歯周病以外の咬合・歯列不正なども含め、「子どものむし歯や歯周病などの歯科疾患予防、…」としてはいかがでしょうか？	歯と口の健康づくりに関する取組には、御指摘の疾患に関するものも含まれますが、より一般的なむし歯等に対する予防を取組の例示としているものです。
〔第2章（第4～第8）全体〕	
できれば、第2章の最後に「何人も本章第4～8の実行を妨げてはならない。府は府民の健康づくりの妨げとなるものを排除する」というような意味の文言があればと思います。	府や関係者等が、それぞれの責務や役割をしっかりと果たすことが、重要だと考えます。

〈第9 全ての年齢層に共通する歯と口の健康づくりの推進に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
第9の(2)に「食育を通じた…」とありますが、この部分は学齢期における施策として記述すべきではないでしょうか？	食育の重要性、必要性は、必ずしも学齢期に限られたものではないことから、全ての年齢層に共通するものとして規定しているものです。
第9の(2)について、「食育」と一括りにされていますが、食べることは、摂食・咀嚼があつての嚥下、吸収、そして排泄までのことが大切ですから、食育の範囲には、食べることの生理学的機能や役割における、歯をはじめとする口腔の機能の、健全な育成保持増進、減退支援の取り組みの充実を、明確に位置づけるべきだと考えます。 加えて、食育に関しては、生命の流れ（命は食べることによって支えられ、繋がっていること等（「生きるということは食べ続けること」））に触れて頂き、それを支えている入り口である口腔の機能の強調をして頂きたいと考えます。 参考：日本歯科医師会会長 大久保満男著「食べる 生きる力を支える 2 - いのちと食 - 歯科医師会からの提言（歯科医師会からの提言 食べる—生きる力を支える）」（中央公論新社 H24.6.）	御指摘のとおり食育には様々な意義や役割がありますが、この条例は、食育の推進を直接の目的とするものではなく、食育を歯と口の健康づくりにつなげていくことを目的としています。

〈第10 乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
第10の(1)に乳幼児のフッ化物洗口だけでなくフッ化物塗布も入れてもらいたい。	一方を重視しているものではなく、御指摘も踏まえ、両者を規定することとしました。
第10の(1)に「フッ化物洗口や歯科検診などのむし歯予防対策に関すること。」とありますが、まず歯科検診を優先して取り組むべきと考えますので、順序を逆にすべきではないでしょうか？	御指摘のとおりと考え、文言を修正しました。
京都府における歯科保健の現状では、18年度に比べ23年度の数値は改善しており、今までの施策の効果がみられる。長期的にこの数値を更に改善させるために乳幼児期・学齢期のフッ素塗布・フッ素洗口・歯みがき指導・食育が重要と考えます。	御指摘のとおりと考え、全ての年齢層に対する施策（第9の(2)）や乳幼児期・学齢期の施策（第10）にそれらのことを規定しているものです。
学校歯科医の立場からすると、第2章第10（2）「歯と口の健康づくりに関する指導に関すること」の「指導」の後に「教育」も入っているかと思えます。	「生活指導」「歯みがき指導」などの一般的な表現を踏まえて「指導」としているものです。
第10の(2)について、「歯と口の健康づくりに関する指導に関すること」と「関する」が多重されているため、表現を替えられたほうが良いかと思えます。	御指摘のとおり「関する」の多用は避けたいところですが、全体を通じて「歯と口の健康づくりに『関する』」としていることや、施策の規定（第3章）については、語尾を全て「関すること。」としていることによるもので、表現の統一性を重視したいと考えます。
不正咬合の多くは遺伝要素もございしますが、乳幼児期に何か修飾的な要因で成長とともに起きてしまうことが頻度として高いです。また歯並びの不調和によって顎骨の発育も阻害されそれが成人になって機能の問題を生ずることも珍しくありません。よって、健全な口腔・顎顔面の発育のための施策も必要だと思えます。	この条例は、できるだけ分かりやすいものになるよう、府の基本的な施策を定める各項目には、例示として代表的・一般的な取組等を示すようにしているものです。
第10では学齢期に高等学校等も含まれているため、歯周病予防に関する項目が必要かと思えます。	
乳幼児期には、哺乳に引き続き、離乳をどう進めるかが、大きな課題だと思えます。まさに、この時期に必要なのは、歯科疾患の予防だけではなく、口腔機能の健全な育成であると考えられますので、その面を強調した文言にして頂きたい。単に適切な食生活の定着と表現するのではなく・・・。	

〈第11 成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策の中に虫歯予防に関する記述がないのはどうしてでしょうか？</p>	<p>第11では、成人期以降に顕著になる施策を代表的なものとして規定しているものです。 むし歯予防の重要性は全ての年齢層に共通することから、全ての年齢層に対する施策（第9）の中で想定しています。</p>
<p>以前から、社会人の健康診断で、歯は除外されていることを疑問に思っていました。企業の健康診断には予算等もあり、なかなか項目を追加することには消極的であるため条例で後押ししていただけののはありがたい。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。 この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>この時期に必要なのは、髪結い屋さん（散髪屋さん）に行くような感覚での歯科医院への定期的な受診だと考えます。そして、それに結びつくような成人歯科健診事業の普及が必要と考えます。住民はみんな歯科受診の必要性は感じているのですが、何かとかまけて歯科医院に近づかないのが現状かと・・・。 「隼より始めよ」です。まず議員さん、役人さんに、定期的な歯科健診受診を実行して頂きたく、お願いする次第です。</p>	<p>成人期になると、定期的に歯科検診を受ける方が少なくなることから、成人期の施策に事業者や医療保険者などによる歯科検診や歯科保健指導の機会の確保に関すること（第11の(2)）を規定しているものです。</p>
<p>成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策で成人期の歯科検診や歯科保健指導の機会の確保をするためにどのようなことをされますか？成人期の歯科受診は現状では難しいと思います。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>口の健康を守るためには、タバコの害を防止することが重要です。タバコの害作用を防止する事項も盛り込んだ条例の制定を望みます。</p>	<p>歯と口の健康づくりを推進するためには、喫煙による歯と口の健康への悪影響を防止することも重要であることから、成人期の施策（第11の(3)）にそのことを府の施策として規定しているものです。</p>
<p>第11の(3)に「喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止に関すること」とありますが、このための施策としては禁煙以外にどのような対策があるのでしょうか？もし、禁煙しか対策がないのであれば、事実上、禁煙条例と解されますが、そういうことでしょうか？</p>	<p>歯と口の健康づくりの観点から、喫煙による悪影響についての普及啓発等に努めるもので、この条例でもって喫煙を禁止するものではありません。</p>
<p>第11成人期の歯の健康づくりについて、(3)、(4)に「喫煙・糖尿病」が明記されているが、生活習慣というよりは食生活の変化により口腔内の疾患が増加しているのではないかと？ 成人期のここに記載されている喫煙や糖尿病だけを特記しているのは違和感を感じる。 そもそも、喫煙率は何割？糖尿病に罹患しているのは何割？また等の生活習慣病は何割？</p>	<p>歯と口の健康との関係性が高いと言われているものを、例示として規定しているものです。</p>

<p>あまりにも、喫煙者と糖尿病患者のみに特化した書き方であり、彼らを差別していると考ええる。この2つを具体的に書いたがために、基本的な「食生活・咀嚼する習慣・規則正しい生活」等、が必要であり、口腔に関わる疾患に対する意識が喫煙者と糖尿病さえ注意していれば大丈夫との誤解が生じる。</p> <p>もっと平易に「あらゆる生活習慣の改善に資するとともに、咀嚼を多くすることにより口腔疾患の防止に繋げるとともに、心身の健康づくりに資する」程度に変更すべきである。</p> <p>そもそも生物は咀嚼することにより、唾液腺からの唾液が出ることにより歯牙の健康を保っていることを十分踏まえる必要がある。</p>	
<p>第11の(4)について、生活習慣病についてもまだ口腔との関係について知らない人たちが沢山いると思いますが、それをどのように伝えていくつもりですか？</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくことになります。</p>
<p>「条例制定に当たっての基本的な考え方」の「環境の整備」で述べられているが、生命の誕生とともに歯と口の健康づくりも必要と考えます。</p> <p>第11成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策の(5)として「妊娠期の妊婦と胎児の歯と口の健康づくりに関すること。」と追記してみてもは？</p>	<p>御指摘を踏まえ、妊産婦に対する施策の規定を設けることとしました。</p>

〈第12 高齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>この中には在宅医療の要素が含まれていると思うのですが、在宅療養者（高齢者、障害者等）に対する歯科保健医療福祉のサービスは、歯科医療の提供がメインではなく、日常生活を支えて下さっている方々と、歯科保健医療従事者との連携を密にすることが出発点だと考えます。いきなり在宅歯科医療の充実を目指さなくても良い場合が多いように思いますので、身近な連携から始めるとのスタンスを書き込んで頂ければと考えます。</p> <p>そのような連携が出来た後で、掘り起こされた歯科保健医療福祉サービスの需要に対する、地元歯科医師会を中心とした受け皿としての地域の対応、体制整備が必要であると考えます。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくことになります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>第12の(1)について、施設入所者であれば、サービス内に口腔ケアが通常は入っていると思われませんが、在宅で比較的自立度が高い方に関しては、口腔ケアは見落としがちなポイントです。ケアマネジャーが作成する、居宅サービス計画書に口腔ケアに関する具体的な内容を記載している例は少ないように感じます。例えば、「元気に過ごす」という長期目標があるのであれば、サービス内容に「1日3食後歯を磨く」という目標を立て、元気な自立した高齢者には本人にしっかり磨いて頂き、ケアマネジャーは、月1回の訪問時のモニタリングで、実行状況を確認する、ということを実行していただく程度での成果は見られるのではないのでしょうか。</p>	

<p>第12の(2)に「住み慣れた地域で…」とあり在宅療養を念頭に置いた記述となっていますが、医科と異なり、歯科医療の現状を考えれば、この記述は必要でしょうか？</p>	<p>住み慣れた地域でサービスの提供を受けることが望ましいと考えて規定しているものです。 具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>第12の(2)について、高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスを受けられるようにするには、何をしますか？</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>

〈第13 障がい者等の歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者に対する歯と口の健康づくりの推進に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>第13に示す題目は、障がい者ばかりが目立ち、介護を要する人たちが隠れてしまっている気がする。題目にも「介護を要する人」を付け加えてはいかがか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、表題を見直しました。</p>
<p>第13の(1)について、障害者については、障害を持たれたときからの歯科保健医療福祉の連携、サポート（支援）できる体制づくりが肝要だと考えます。持たれた障害により、歯科的にどんな支援（サポート）がいつ必要であるかは、自ずと想像（シュミレート）できるはずですから、生涯にわたる障害をもたれた場合には、生涯にわたるサポート（生活の場での管理・支援）を提供していく必要があると考えます。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>

〈第14 歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する施策 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>第14の(3)にある、歯と口の健康づくりの推進に携わる者の資質の向上とはどのようなことでしょうか？</p>	<p>研修等により、歯科医療関係者が新たな知識を、その他の関係者が歯と口の健康づくりに関する知識を習得することなどを想定しています。 具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>

〈第15～第17 歯と口の健康づくりに関する計画や調査研究 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
〔第15 歯と口の健康づくりに関する基本的な計画 関係〕	
<p>知事が行う基本計画の目標・計画については、目標設定年数を定め、中間報告、最終報告をすることを明記することも必要かと思えます。</p>	<p>目標設定年数や報告のあり方については、医療や福祉に関する制度の変更等も見据えながら柔軟に対応できるよう、知事に委ねることとしています。</p>
<p>条例を制定された暁には、歯科保健計画（仮称）も策定されると思うのですが、その計画の執行管理を行う組織として、住民も含めた推進協議会のようなものを常設されるのが効果的だと考えます。</p>	<p>この条例では、基本計画以外に計画を策定することまでは求めていません。御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>行政の責任として、先行しております北海道の条例の第16条にあります、以下の条文を、お加え頂きたいと・・・、より実効ある条例として頂くために。 北海道の条例 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例 第16条 知事は、毎年度、議会に、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。</p>	<p>この条例に知事の定例的な報告を規定するのではなく、常任委員会等において、議会側から必要に応じて報告等を求めることとしています。</p>
〔第16 歯と口の健康づくりに関する調査 関係〕	
<p>調査を行うことに加えて、それらの結果を分析し、施策や基本計画の目標にフィードバックさせることを明記する必要があるかと思えます。公表も必要です。</p>	<p>御指摘を踏まえ、調査結果と基本計画を関連づける規定を設けることとしました。</p>
<p>おおむね5年ごとに調査を行うと書かれていますが、現行の市町村(母子保健事業、成人歯科保健事業等々)、保育所、幼稚園、小・中学校、高校その他の学校・大学等、そして地元の職場等で実施されているすべての歯科保健、歯科健診事業の実態把握及びその結果の集計分析評価から始める方が、より実際のだと考えますが如何でしょうか？ 検診者間のデータのばらつきが気になるころではありますが、まず今ある情報の活用から始めるのが良いと、基本だと考えます。 そして、地域差（有る意味での地域格差）を考えたときには、市町村単位の評価ではなく、校区別、特に規模的には中学校区別が良いと思えますが、そのような規模、範囲での評価を積み重ねていく必要があると思えます。たぶん学校歯科健診の結果を比較してみれば、中学校区毎に歴然とした差が見えてくると想像します。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>調査方法をどのようにするかも課題かと。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
〔第17 歯と口の健康づくりに関する研究 関係〕	

<p>調査・研究を推進してもその活用が努力規定では調査・研究が無意味、骨抜きになってしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>研究の成果が様々な団体等において活用されるよう、府としてもその促進に努めることを規定するものです。</p>
---	--

〈第18 よい歯の日等 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>条例案中、4月18日（ヨイハ）をよい歯の日とするのは如何でしょうか。6月と11月の上にさらに設定するのは屋上屋を架すことになり、市民に分かりにくくするのではないのでしょうか。11月8日（イイハ）の日でいいと思います。</p>	<p>府民の方が、歯と口の健康づくりに関心を持ち、自ら取り組むための契機を増やしていくために設定しているものです。</p>
<p>第1項に主語がありません。府や厚生労働省又歯科医師会などの団体が該当すると思われませんが、文案が長くなっても主体となって取り組む主語（団体）を明確にする方が、府民にとって分かりやすいと考えますのでよろしくご検討ください。</p>	<p>府民の方が、歯と口の健康づくりに関心を持ち、自ら取り組むための契機となるよう、よい歯の日等を規定するものですが、特定の団体に関連事業の実施を義務付けるものではなく、様々な主体による取組が実施されることを期待しているものです。</p>

〈第20 財政上の措置 関係〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>第3章の施策においては、実施するとなっています。このことはよいのですが、従来の施策を流用できる部分はいいのですが、新規に事業を行う部分については、新たな予算措置が必要になります。第4章第20の財政上の措置として、「必要な財政上の措置を講じるように努める。」となっており、努力義務規定となっております。昨今の財源不足でこの条例が絵に描いた餅にならないように、財源確保を強く求めてもらいたい。</p>	<p>府に求められる施策が多数ある一方、財源には限りがあることから、他の法律や条例と同様に「努める」としているものです。知事等の執行機関の取組に対し、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。</p>
<p>財政が努力規定では、前段全ての項目が財政上の理由により机上の理論となって何の為の条例か不明になってしまうのではないのでしょうか？</p>	

〈条例に関するその他の意見〉

御意見等	御意見等に対する考え方
<p>保健所の位置づけがない。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>第2次健康日本21でも「健康格差の縮小」が明記されています。歯科疾患は地域により有病率の格差が顕著であり、地域の特性に応じた対策が必要です。またその成果も数値として認知しやすい特徴があります。そのため、ライフステージに応じた対策とともに地域の特性に合わせた施策を盛り込んでいただきたいと考えます。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるものですが、地域の特性は多様であり、条例に規定する内容には限界があるものと考えます。御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>基本的な施策に「口腔ケア」という文言を使用しては如何か。</p>	<p>この条例は、より分かりやすいものになるよう心がけているところであり、府の基本的な施策を定める各項目には、例示として代表的・一般的な取組を示すようにしています。</p>
<p>第9～第14の各項目において、「…にすること」という表現と「…ための施策にすること」という表現が混在していますが、どう使い分けているのでしょうか？府民一人ひとりに対し直接に歯と口の健康づくりに関与するのは、府ではなく歯科医療関係者だと思われしますので、「…を推進（促進、支援など）するための施策にすること」などの表現にすべきではないでしょうか？ 特に、「歯周疾患の予防や改善」や「歯科医療等業務従事者の確保」、「推進に携わる者の資質の向上」などの取り組みを府主体で直接行うことにはならないのではないのでしょうか？ このような事項については、本文部分の「…必要な施策を実施する」とあるのを、「…必要な施策を推進する」としてはいかがでしょうか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、各項目の表現を統一性のあるものに見直しました。 なお、「…にすること」と規定している各項目は、府の基本的な施策を定めるもので、具体的な取組については、府が直接実施する場合もあれば、関係する団体に委ねる場合、あるいは意識啓発等により自主的な取組の誘導を目指す場合もあると考えます。</p>
<p>治療は嫌だから痛くなる前に歯医者さんへ行きたい。デンタレンジャーとアンパンマンに会いたいです。</p>	<p>毎日の歯磨きもしっかりがんばってね。</p>

【京都府に対する施策の提案・要望など】

御意見等	御意見等に対する考え方
〔乳幼児期における施策等〕	
<p>科学的に立証されているむし歯原因の最も大きな要因が「虫歯原因菌の定着」と「虫歯菌が出す酸性物質による歯の溶解」です。</p> <p>そのため、乳幼児期のみならず生涯の虫歯予防を効率的に実現させるためには、まず乳幼児期に親からの虫歯菌の感染を防ぐことが大事です。</p> <p>そのためには、子どもに直接行う以外に妊娠期～乳幼児期の親に対する口腔衛生活動がとても大切になります。</p> <p>この中間案だとこの大事なターニングポイントが抜けていますので是非、入れていただきたいと思っています。</p>	<p>御指摘を踏まえ、妊産婦に対する施策の規定を設けることとしました。</p>
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。</p> <p>育児支援として産科病院、小児科医療機関と地域歯科診療所ネットワークを構築し母子手帳、歯ッピーパスポート（歯の健康手帳・フッ化物塗布管理を兼ね処置歯の再治療率を引き下げることが目的とする）の活用により歯科健診および口腔定期管理の啓発を充実させる。また8ヶ月健診時の歯科相談事業を充実させるために地域歯科診療所の勤務歯科衛生士を活用しかかりつけ歯科医療機関での継続的口腔管理にリンクさせ、フッ化物塗布事業の受験率を高め前述の歯ッピーパスポートへの活用を徹底させる。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
〔学齢期における施策等〕	
<p>学歯の様な制度を義務教育期間まで続けられると、より効果的に口腔の健康を保てると思います。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>中高生の歯に対する予防意識が大変低いと感じています、小学校で終わることなく、中学校、高校も歯科衛生士による予防教育をお願いします</p>	
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童・中学期歯科保健対策としてフッ化物洗口事業を就学前の全保育園、幼稚園、中学期まで広げよりカリエスフリー該当児を増やし効果的な歯対策事業を確立する。 ・障がいをもっていたり不登校・引きこもり等の発育・子育て支援として学校・保健センター・児相との協力により障がい者歯科保健協力歯科医による歯科健診・相談事業を実施しネグレクト等虐待予防にも役立てる ・青少年育成支援対策として学童・中高期・青年期のスポーツガードの使用率向上による外傷予防と歯科医療機関での咬合チェック、食生活習慣指導により歯周病ハイリスク群の早期対策および生活習慣病全般の対策につなげる。 	

フッ素洗口を小学校だけでなく保育園、中学、高校も実施してほしい。	
〔成人期における施策等〕	
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。</p> <p>就職支援対策として就職時歯科健診を就労時条件とし学生および未就労者がかかりつけ歯科医を持つことで生活習慣病対策になり医療費抑制にもつながるとの啓発活動に力を入れる。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
〔妊産婦に関する施策等〕	
<p>妊娠中の歯周病による早産率の増加があることから、妊婦さんに歯科検診を推進して欲しい。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなりますが、御指摘も踏まえ、妊産婦に対する施策の規定を設けることとしました。</p>
<p>う蝕は感染症であることから、妊婦の口腔管理が子どもにも重要であることを普及して欲しい。</p>	
<p>広島県では妊婦検診の1つに歯科検診の無料券がついていたのに京都府ではついていなかったのでは是非つけて下さい。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。</p> <p>少子化対策として保健婦・歯科衛生士のチームで、産科を定期受診していないハイリスク妊産婦群対象者への訪問指導を行い、歯科衛生士による訪問口腔衛生指導により早期出産、低体重児出産予防の啓発を行う。対象者は歯科医療機関での無料歯科健診を受けることが出来、治療費助成制度によるう蝕、歯周病対策を図る。</p>	
〔高齢期における施策等〕	
<p>少子高齢化をふまえ、地域口腔ケアの普及拡大が重要です。とりわけ要支援・要介護被保険者に対し、居宅であれば歯科衛生士が個別に訪問することとします。介護施設（有料老人ホームも含む）・デイケアサービスセンターにおいても歯科衛生士が訪問し、健診、口腔ケア、実地指導を行います。</p> <p>健診の結果、歯科治療が必要である場合に訪問診療を要請するかは被保険者と介護者の任意とし、まず実態調査を行う体制づくりが必要だと考えます。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>超高齢化社会を向かえ、高齢者の口腔ケアは重要な問題で、老人施設等に歯科衛生士の常勤を義務づけて、入所者の口腔管理の充実（誤嚥性肺炎の防止）が重要と考えます。</p>	
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。</p> <p>特定高齢者、独居、老老・認認介護に対する無料歯科（訪問）健診</p>	

<p>を実施し要介護者の減少と介護度軽減につなげ「最後まで口から食べる喜びを」運動を提唱する。</p>	
<p>現在、口腔ケアが必要な年代となると乳幼児か高齢者になりますが、乳幼児に関してはネグレクト又は虐待以外は今のお母さん達はすごく関心もあり、勉強もされていますし、口腔ケア活動の場もたくさんあると思います。 しかし、高齢者の方は、デイケア、又施設の中では手が足りなかったり衛生士の訪問も少なかったりというのが現状です。 今後、高齢者の方々の健康づくりを進めてほしいです。</p>	<p>府の施策として、高齢期における口腔機能の維持向上に関すること（第12の(1)）などを規定していますが、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>〔障がい者に関する施策等〕</p>	
<p>条例を実効あるものとするには具体的事業推進が不可欠と思われる。個人的な意見だが歯科医療機関側の提案として次のような口腔保健施策を提案したい。 医療機関受診率の低い主に在宅障がい者の健康管理の充実をはかる目的で保健婦、歯科衛生士のチームによる訪問実態調査を行い医療受療環境の整備と医療機関ネットワークの構築を図る</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>〔知識の普及・啓発等〕</p>	
<p>糖尿病の合併症のひとつに歯周病があり、歯周病の管理が重要であることを府の方から伝えて欲しい。</p>	<p>成人期の施策に糖尿病等の生活習慣病の改善に資する歯と口の健康づくりに関すること（第11の(4)）を規定していますが、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>「8020」を実現するためには、65歳を迎える以前にどれだけ口腔ケアを継続してきたかが重要だと感じます。「子供たちに歯磨きを指導する親の年代」・「親に歯磨きを勧める子供の年代」（おそらく30歳～40歳代がその年齢層だと思われませんが）にどれだけ意識付けをしているか、その年代への周知が進めば、全年代の歯と口の健康づくりがより推進されるのではないかと思います。職業としても、子を持つ親としても、親が健在な子としても、また自分自身のためにも、可能な限りのことは行っていきたいと思っています。</p>	<p>全ての年齢層に共通する府の施策として、知識の普及啓発（第9の(1)）や意識の向上の促進（同(3)）に関することを規定しており、御指摘の年齢層についてもその対象として想定しています。 御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>歯のひろばには2回程参加させてもらいましたが、とても良かったです。これからも是非続けて頂きたいのと、せっかくなのでもう少し色々な場所にポスターを貼る等、告知をしてみてもどうでしょうか。今でもたくさんの方が来ていて大変かもしれませんが、とても良いイベントなのでもっと多くの人に知ってもらいたいなあと思いました。</p>	<p>歯のひろばは歯科医師会による取組ですが、全ての年齢層に共通する府の施策として、情報の提供に関するところであり、知事等の執行機関による広報等のあり方に対し、府議会としても、監視・点検や政策提言などの議会の役割を適切に果たしてまいります。</p>
<p>口腔がんに対する知識の普及、検診が望まれます。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる</p>

<p>高齢者が増加し、65歳以上の一割が認知症という社会になりました。高齢者の中で自立して活動ができる人以外は介護が必要になります。介護を担う家族、看護師の方々に歯科に関しての知識を得る機会が少ないのではないのでしょうか。寝たきりになり、在宅で衛生士、歯科医師が訪問して教えるのには限りがあります。私の知る看護師は誤った知識をもち、無理やり口をあけさせ、痰の吸引を行っておりました。顎を脱臼させるような力の入れ方です。どうかこのようなことがないように対策をお願いします。</p>	<p>事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>フッ素の効果等をもっとメディアなど使ってアピールして欲しい。府民全体にまだまだ歯科に関する知識が低いと思う。どうすればもっと自分の口腔内に対して感心をもってもらえるだろうか・・・</p>	
<p>京都は、京料理にも代表されますように、食文化の豊かな地域と感じております。 「歯と口の健康づくり」を考えるうえで、ただ単に、むし歯や歯周病の予防を訴えるだけでよいのでしょうか？ 学校教育や地域活動の中で、食育を通して、自然の恵みの大切さや生命の営みの精巧さと畏敬を、生活の中で「調理」や「食事」が人と人とのつながりとなっていることを、世代を超えてつながっていく「食文化」の尊さを伝えていただきたいと思っております。 「歯と口の健康」は、豊かで健やかな生活には、とても大切なものと考えております。 そのような視点で、認知症の方の「食」の問題や子供たちの「食」の問題にも、積極的にかかわっていただける条例としてください。 「食べる喜び」を生涯大事にすることが、京都の文化の一つになれば、京都府民として誇りに思います。</p>	<p>御指摘のとおり食育の重要性を踏まえ、全ての年齢層に共通する府の施策として、食育を通じた歯と口の健康づくりに関すること（第9の(2)）を規定しているところであり、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>近年、歯と口の病気とからだ全体の病気との関連性が指摘されており、あらゆる世代で歯と口の病気予防や病気の早期治療が必要と考えますので、そのための啓発や検診の充実を積極的に推進すべきです。</p>	<p>〔条例制定に当たっての基本的な考え方〕にも記載しているとおり、歯と口の健康が全身の健康につながるものとの認識に立って、この条例を制定するものです。 具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなりますが、御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>〔歯科検診 関係〕</p>	
<p>成人期において、働く世代は、静かにperioに罹患し、進行していることが多く、症状が出てから来院と言うのが現状のように感じる。府民に予防の意識を涵養させるには、もう少し時間が必要だと思われるので、人間ドックに歯科健診を必須とするシステムをお願いしたい。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>常づね不思議に思っておりますのは、事業所等での健康診断の項目に、歯科関係の項目がない事です。（歯科を別に受けておられる事業所もあるかもしれませんが）こういった場合に、検診を受ける事によって、働きざかりの年令の方々も少しは口の中に感心を持ってもらえるのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>

企業の一般検診に歯科の項目を条例にいらてほしい。

歯科健診の啓蒙等の努力の結果、定期歯科健診を受けている者は、年々増加しているが、歯牙と歯周組織のみに着目しているように見受けられます。

高齢者社会を踏まえ、検診時には歯牙・歯周組織検診と同時に口腔粘膜検診も含められては如何でしょうか。

例えば、口内炎、舌炎、義歯での粘膜じょく創などの粘膜炎症や粘液のう胞、扁平苔せん、白板症などの粘膜疾患や前がん病変につきましても、検診が必要と思われます。

歯医者さんは“こわい”“痛い”というイメージをなくすために小さい頃からの定期検診はとても重要だと思います。でも、まだそのような意識は低いのではないかと思うので、保育園や幼稚園で検診を行う際に、定期検診をもっとすすめてはどうでしょうか？

20歳以上の府民に、南丹市で行われているような無料の歯と口の健康健診受診券を発行し、アセスメント表に準じて口腔健診（スクリーニング検査）を行い、その実態に応じて必要な口腔ケアを実地指導するだけにとどめ、治療勧告は行わず、健診結果文書を発行します。その後歯科治療を受けるかどうかは受診者の任意とする体制づくりが必要だと考えます。

この健診結果を各診療所が行政に提出することにすれば、基礎データの蓄積ができます。治療したいが歯科医院で受診できない現状が多く認められれば、助成制度を勘案すればよいと思います。

この条例により私達にどんな影響があるのかわかりませんが、子供の頃に学校の健康診断で歯までみてもらったように、仕事場での健康診断にも歯が含まれると嬉しいです。

虫歯予防、歯周病の予防をするため、全員検診に歯科も入れてほしい。

大学生でも検診を受ける機会をつくっていただきたいです。

大変すばらしいと思います。近年全身と口腔の関係はいろいろな所で話題になっております。特に歯周病と糖尿病は有名ですが、その他にもいろいろな疾患と密接に関係しており口腔の状態を常に検診することによっていろいろな疾患の予防になる事も期待できると思います。その歯周病の検診については歯科医師によるプロービングでは歯科医院での個別検診の場合は良いですが、企業などでの集団検診など、大勢を見る集団検診ではどうしても効率が悪くなります。是非とも歯科医師によるプロービングより、歯肉溝バイオマーカー検査の様な新しい検診システムを導入して、より効率の良い検診をできる様に考えていただきたいです。

現在予備校に通っています。予備校では生活カウンセリング、健康診断の場が設けられているのですが、中学校、高等学校では歯科検診を受けていたのでそのような場があれば良いと思います。予備校に歯科検診を取り入れるメリットは一人暮らし、または寮暮らしの生徒が多数存在し、他県より来られた方々にとって主治医の獲得が可能になると思います。是非検討をお願いします。

<p>京都府におかれましては、府民のガン対策にこれまでも積極的に取り組んでこられましたことと思います。</p> <p>口の中に発生するガンにつきましては、他の部位に比べ発生頻度は多くありませんが、年々増加傾向にあります。手術後も顔の変化や発音、摂食に問題を残すことも多く、他の部位に発生するガンに比べても、QOLに与える影響は大きなものがあるといえます。</p> <p>そのためにはできる限りの早期発見が重要となり、府民への啓発や検診など、行政のご支援ご協力をお願いしたいと思います。</p>	
<p>成人期・高齢期の歯科検診に口腔癌（要検査）の項目が必要と考えます。</p>	
<p>歯と口は、生きていく上での、大切な器官です。</p> <p>府民が、健康な生活を送れるように、検診や予防が受けられるような具体的なバックアップを府にお願いしたいです。</p>	
<p>施設入所者の入所中に定期的検診を行う際の助成をお願いしたい。</p> <p>現状：自宅で介護されている高齢者や入所中の高齢者の歯科受診率は低く、他の疾患に比べ後回しになる傾向があり重症化してからの受診はさらに費用と時間を要する。</p> <p>生活していく上で口腔が健康でなければしっかり食事が摂れず、栄養状態が悪くなると疾患にかかりやすくなる。</p> <p>これは8020運動で成果があったように残歯4本以上の高齢者は4本以下の方より医療費が低く抑えられる結果から証明されている。</p> <p>口腔の健康を保つ事はすなわち本人の健康を維持することに役立つ。</p> <p>助成があれば早期に受診し軽症のうちに治癒できると思われる。</p>	
<p>〔関係者の連携等〕</p>	
<p>現在の健（検）診事業は、実施主体の一方的な日程の決め方で事業協力者である我々の（歯科医師）都合はあまり考えてもらっていない気がする。全員の協力し易い日程を共に考えていく方向でお願いしたい。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>「歯と口の健康づくりの推進に携わる者の連携体制に関すること。」と挙げられておりますが、昨今注目を浴びている誤嚥性肺炎、摂食機能回復、周術期口腔管理などは歯科領域の連携だけでは何も進まず、よりよい医療を提供する上で、医師・看護師・介護関係者など幅広い横断的な連携が必要です。（この仕事は歯科医師会任せでは医師会や介護関係の方は動こうとはしません。ここは是非、京都府にご尽力いただきたいところです。）</p> <p>このような医療サービスが効率的に供給できるための連携システムにも力を注いでいただきたいところです。</p>	<p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>病院において口腔ケアが十分なされていないのが現状であるが、病院へ積極的に訪問歯科を受け入れる仕組みが欲しい。病院における口腔ケアは関東圏に比べまだまだ遅れている。口腔外科がある病院においてもまだまだ十分ではない。看護師さんらは頑張って口腔ケアをされているが、歯科が入ると大きく前進されると思う。施設においても同様な事が言える。またデイサービスにおいても同じである。以上のような事は個人では対応できないので、条例に書けるものはすべてお願いしたいと思う。</p>	

<p>府の施策として、第14の(3)で歯と口の健康づくりの推進に携わる者の資質の向上に関する事、(4)で歯と口の健康づくりの推進に携わる者の連携体制に関する事、(5)で府内の全ての地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための施策に関する事、とされていますが、資質向上ならびに連携の体制作りには病院歯科によるバックアップが不可欠と考えます。府下における病院歯科口腔外科は入院患者の口腔管理に大きく関わっており、その体制充足に日々腐心しておりますが、病院における歯科医、歯科衛生士のマンパワーには病院間格差が大きく、手がまわらないために積極的な介入ができない施設もあるようです。</p> <p>適切な環境、連携体制の整備のために施策として二次医療機関との密な関係を構築できるよう、ご勘案いただけますと幸いです。</p>	
<p>歯と口は、医療の中でも生活に密接に関係した分野であると感じております。この歯と口の健康を守るために、地域の住民ぐるみの活動や連携が重要と考えます。できれば、社会的なつながりを促進し、ソーシャルキャピタルの創造を推進していただける幸いです。</p>	
<p>保健所、保健センターの横のつながりを充分にとってほしい。効率的な啓蒙活動は両者の協力により、より充実したものになると思う。両者が端から見ると疎遠であったり仲が良くないように見えて仕方がない。</p>	<p>歯と口の健康づくりを推進するためには、関係者の連携と協力が不可欠であることから、歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する府の施策として、連携体制に関する事（第14の(4)）を規定しています。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>健康な口腔をつくるには胎児の時から、妊娠時からのスタートだと考えています。しかしながら現実には産婦人科と歯科が連携している所も少なく、保健センターの取組においても、京都府と京都市においても差があるように感じます。我々歯科医療従事者が声を挙げて行かなければならないのはもちろんですが、システムを整えたり、施策が挙げやすいように専門家を各市町村に配置いただきたい。また、誕生の直後から助産師と連携し、食支援できるようにと願っております。</p>	<p>歯と口の健康づくりを推進するためには、関係者の連携と協力が不可欠であることから、歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する府の施策として、連携体制に関する事（第14の(4)）を規定しています。</p> <p>また、府の条例で市町村に何らかの行為を義務付けることはできませんが、府の責務として市町村との連携・協力や、市町村への支援を規定（第4）しています。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>〔京都府への支援の要望等〕</p>	
<p>歯科衛生士の養成も3年になり、日々の臨床においても研究が出来ることを伝え、2年半程かけて、研究の礎を学ぶ機会を持っております。日々の臨床を研究と言う形で府民の皆さんへ還元できる養成機関にも支援下さるようお願いしたい。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p>
<p>我々歯科医が訪問診療をするにあたって、色々な問題に出会う。我々</p>	<p>御意見の内容については、府の関係</p>

<p>開業医が頑張ることができるものもあれば、できないものもある。例えば安心して訪問診療をしようと思えば、後方支援病院の歯科・口腔外科が必要となってくるが現状ではなくなる方向にある。せめて半数の病院が口腔外科をもっていたら我々は安心して訪問診療が行える。そうすれば訪問診療も広がりを見せて、府民の健康にも大きく寄与するのではないかと思う。行政としては大きな視点で歯科をバックアップしてほしい。</p>	<p>部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>他職種の連携を在宅で行おうとしてもなかなかみんなが集合できない。ケアマネもカンファレンスをしたいが、する場と時間がないのが現状である。地域でこのようなカンファレンスができるような場ができないか、行政主導でも考えてほしい。</p>	
<p>京都府において、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることは、京都府民の一員である京都市民にとっても、生涯にわたる健康の保持増進を実現するために、大変有意義であると考えます。</p> <p>とりわけ、乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりについては、当会においても取組の推進を図っているところですが、本要綱が施行されることにより、京都市の乳幼児、児童・生徒に対するむし歯治療・予防等に関する支援がさらに充実されることを切に望みます。</p>	<p>御意見の内容について、条例に規定することはできませんが、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>〔国の制度に関する改善要望等〕</p>	
<p>高齢化時代をむかえ口腔ケアの重要性が以前よりも増しているにもかかわらず、歯科医師、歯科衛生士（とくに歯科衛生士）が入っていくには制度上、容易ではありません。もう少し、入っていきやすいように、かつ活動しやすいようにお願いします。</p>	<p>御意見の内容について、条例に規定することはできませんが、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>口腔ケアに対して重要性が以前より増しているにも関わらず、制度の問題上、開業医レベルでは特に歯周治療に対して十分にアプローチできているとは言えない状況です。</p> <p>もう少し歯周治療を行いやすい環境にさせていただけるようにしていただければ有難いです。</p>	
<p>歯周治療に関する点数を上げてほしいです。</p>	
<p>歯科衛生士の口腔指導や歯周病治療に対する点数が低すぎると思います。当院ではかなり力を入れているのにもう少し衛生士のモチベーションが上がるよう配慮いただきたいです。</p>	
<p>点数の項目をふやしてほしいです。</p>	
<p>歯科治療における保険適応をもっと広げてほしい。国で認めてもらえないなら、府独自で補助するなどできないだろうか・・・</p>	
<p>歯が痛くなってからしか歯医者に行きません。実は歯が痛くないうちから歯医者に行く方が良くと家族に言われています。</p> <p>その方が健康に良いと思うのですが、歯科の医療費は高くつくのではないですか？安くなるようにお願いします。</p>	
<p>〔市町村に関すること〕</p>	

<p>口腔サポートセンターの事務局を各市町村の行政機関に設置して、在宅歯科診療の普及窓口として設置してほしい。</p>	<p>府の条例で市町村に何らかの行為を義務付けることはできませんが、府の責務として市町村との連携・協力や、市町村への支援（第4）を規定しています。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>歯と口の健康の重要性についてはまだまだ理解が少ない中、条例を制定されることで府民の歯科保健に対する関心が高まることと思われま す。しかし、その条例の内容を進めるに当たっては、行政における歯 科専門職（歯科医師・歯科衛生士）の役割は重要であり、各市町村に は、歯と口の健康に関する業務を行う者や団体との窓口になる歯科専 門職の配置が早急の課題ではないでしょうか？</p>	<p>府の条例で市町村に何らかの行為を義務付けることはできませんが、府の責務として市町村との連携・協力や、市町村への支援（第4）を規定しています。</p>
<p>市町村の役割も明記する方がいいと思う。</p>	<p>府の条例で市町村に何らかの行為を義務付けることはできませんが、府の責務として市町村との連携・協力や、市町村への支援（第4）を規定しています。</p>
<p>〔府の組織・体制等に関すること〕</p>	
<p>第14環境整備の項目で口腔保健支援センターの設置等の環境整備につ いての項目がありませんので明記して欲しいと思います。</p>	<p>この条例は、府の施策の基本となる事項を定めるもので、具体的な取組等については、今後、知事等の執行機関が検討していくこととなります。</p> <p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>第4府の責務で「府は、第3の基本理念にのっとり、歯と口の健康づく りの推進に関する施策を総合的に策定するとともに、計画的に実施 する責務を有する。」とございますが、京都府には歯科の専門家であ る歯科医師は1名、歯科衛生士は非常勤1名で、本条例の内容を具体 的に実施するに当たっては、歯科医師の増員、歯科衛生士は正職員と して最低3名以上は必要ではないかと思われま</p>	<p>御意見の内容については、府の関係部署に伝えさせていただきます。</p>
<p>口腔保健センターの設置に関する記載がない。</p>	
<p>府市民の意見を反映すべく京都口腔保健推進会議の設置を求めたい。</p>	
<p>歯科疾患は「予防」のプログラムが確立されている特徴があります。 医療費の減少も含め、住民が豊かな生活を送るため、「予防」に重点 をおいた施策に積極的に取り組むため、「予防プログラム」に従事す る歯科保健専門職の確保や育成、たとえば地域の保健所・保健セン ターでの歯科専門職の配置や、むし歯の急増する4・5歳児を対象と する幼稚園・保育園への歯科保健サービスの必要性や環境整備も含ま ればよいかと思いま</p>	
<p>〔条例の周知に関すること〕</p>	
<p>府民の関心を深める為、条例解釈説明など開催しては。(小規模)</p>	<p>この条例の制定後は、府議会としても、知事等の執行機関と連携しながら、この条例の周知に努めてまいります。</p>
<p>この条例が施行されると、具体的に京都府として何か事業なりイベ ントなり行われるのでしょうか？ 条例が施行されることによって京都府民はどのように変わるのでし ょうか？条例施行前(現状)と条例施行後の比較のようなものがあると、 条例に対する理解がより深まると思いま</p>	
<p>〔その他〕</p>	
<p>高校3年生ですが、クラブ活動や塾が忙しくてなかなか歯医者に行け</p>	<p>御意見の内容について、条例に規定</p>

ません。
今後、大学受験などで歯が痛くなくても行けそうにありません。
夜遅くまでやっている歯科医院が増えるようにしてもらいたいです。

することはできませんが、府の関係
部署に伝えさせていただきます。

地域の特性を把握するためには実態調査はその基礎資料になります。
第2節に調査研究について記載されていますが、今まで、京都府で調査される場合、国の歯科疾患実態調査以外の調査は「京都市を除く」ものであり府民の多くが居住する京都市民の実態が反映されていなくデータとして偏りがあるのでは？と感じていました。国庫補助を受けての施策なのに「京都市を除く」ものが多く京都府に住む京都市民に不公平感を感じています。この条例の制定をきっかけに財政上の措置を含め、京都府と京都市の二重行政の弊害が改善されればと考えます。

～ 多数の御意見等をお寄せいただきありがとうございました。 ～